



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

自主規制規則の見直しに関する 検討計画について

2022年7月20日
日本証券業協会

1. 自主規制規則の定期見直しの検討計画について

▶ 自主規制規則の定期見直しに関する募集結果について

本年4月20日から5月19日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行ったところ、2件の提案が寄せられた。

寄せられた提案の内容及び検討計画は、次のとおりである。

提案事項

顧客カードの整備等（協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条）

提案の具体的内容

顧客カードとして整備する項目として、協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条1項で定められている事項のうち、9号の「顧客となった動機」を削除してはどうか。

提案理由

- 犯罪収益移転防止法により、特定事業者が特定取引を行う場合の取引時確認等が定められており、マネーロンダリング等の防止のために確認すべき項目については、既に法令上定められている。
- 顧客本位の業務運営に資するためには、顧客の属性や意向を十分把握し、それらに沿った案内を行うことが大切だが、「顧客となった動機」は、口座開設時の動機を指すものであり、口座開設後のその時々顧客の適合性には直結しないものであると思われる。
- 本規則の5条1項10号では「その他各協会員において必要と認める事項」を顧客カードとして備え付けることとされており、「顧客となった動機」は必要に応じて各社の裁量により顧客カードもしくはマーケティング等のための情報として蓄積していくことで足りると考える。

検討計画

「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」にて検討し、本年12月までを目途に結論を得る予定。

(参考) 協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する 規則第5条

(顧客カードの整備等)

第5条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客（特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により、金商業等府令第53条第1号又は第2号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により、金商業等府令第53条第1号及び第2号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。以下第6条の2、第8条及び第10条において同じ。）について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- 1 氏名又は名称
 - 2 住所又は所在地及び連絡先
 - 3 生年月日（顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。）
 - 4 職業
 - 5 投資目的
 - 6 資産の状況
 - 7 投資経験の有無
 - 8 取引の種類
 - 9 顧客となった動機**
 - 10 その他各協会員において必要と認める事項
- 2 協会員は、顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に洩らしてはならない。
 - 3 協会員は、顧客カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。

1. 自主規制規則の定期見直しの検討計画について

提案事項

協会員の役職員に対する処分の厳格化等（協会員の従業員に関する規則など）

提案の具体的内容

- ・情報漏えいに対する処分の厳格化
- ・不都合行為者名簿の協会HPでの公表

提案理由

- ・ 業界の規律を維持し、顧客の信頼を確保していくには、不適切な者を業界から排除していく必要がある。
- ・ 現状でも不都合行為者制度があるが、自社を解雇されるような事故を起こしたにも関わらず、不都合行為者と認定されず他社で活動を続けている例もあり、ギャップを感じる部分がある。
- ・ 情報管理の重要性の高まりといった時代背景も踏まえつつ、より厳格な処分運用を検討してはどうか。
- ・ また諸外国の中には、不都合行為者の氏名の公表を行っている例もあると聞く。協会員が不都合行為者を採用しようとするれば採用時の照会で判明するが、業界から締め出された結果、無登録営業が行われればもぐってしまうため、海外のプラクティスも調査しつつ、不都合行為者名簿の公衆縦覧といったことも検討してはどうか。

検討計画

関係者との意見交換を経て、関連する会議体において検討を行い、結論を得る予定。

2. 今後のスケジュールについて

時期	検討手順・スケジュール
2022年	
4月20日～5月19日	「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集
6月	協会事務局において提案を整理・検討
7月	自主規制企画分科会・自主規制会議において「検討計画」を報告、公表
～	所管WG等において検討
12月	自主規制企画分科会・自主規制会議において「検討結果・状況」を報告、公表
2023年	
1月以降	必要に応じて所要の手續（規則改正に係るパブコメ募集等）

※検討状況により、上記スケジュールが変更となる場合あり。